

令和3年度補助金等評価表

1補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川浴場組合活性化事業費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H3		終期	-
予 算 事 業 名	公衆浴場支援費					(事業コード)		022107		
所 管 部 署	保健所		衛生検査 課		生活衛生 係		電話番号		内線 2971	
交付先(団体、個人等)	旭川浴場組合									
交付目的	(対象) 誰, 何に対して		普通浴場の経営者で組織する旭川浴場組合							
	(意図) どういう状態にしたい		市民の保健衛生上必要不可欠な普通浴場の廃業を防ぎ, 経営を安定させ, 市民の普通浴場利用の機会の確保を図る。							
対象事業等の内容	普通浴場の活性化対策として旭川浴場組合が行う銭湯スタンプラリーや夏休み子供とふれあい入浴等の事業に対し, 補助金を交付する。									
積算方法	対象事業費の1／2以内(当該会計年度予算の範囲内)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 各種事業数					②				
	単位:事業					単位:				
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
	7	7	6	5	5					
成果指標と過去5年間の実績	① スタンプラリーポイントに応じた景品引換人数					② 1日の平均入浴客数(旭川浴場組合加入施設)				
	単位:人					単位:人				
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
	156	206	246	164	155	67.7	63.4	65.0	65.7	69.9

2収支状況等

単位:千円

				平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		1,000	800	800	700	800
		協議会負担		397	360	381	372	336
		組合助成金		100	100	100	100	200
		スタンプラリー負担金		18	10	52	0	24
		イベント負担金		386	330	267	229	240
		その他		100				1
	収入合計		2,001	1,600	1,600	1,401	1,601	
	市補助率(%)		50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
	支出合計		2,001	1,600	1,600	1,401	1,601	
うち食糧費, 交際費								
次年度繰越								
市負担額	一般財源		1,000	800	800	700	800	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				721	728	737	737	747
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
合計		1,721	1,528	1,537	1,437	1,547		
受益対象者数		341,335	338,558	335,323	332,610	329,822		
補助金単位コスト(単位:円)		5	5	5	4	5		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営, 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					
			旭川浴場組合活性化事業収支決算書及び関係領収書を精査した結果, 適正に処理されている。 事業計画どおり事業が実施されており, 補助目的と整合性が図られている。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
◇ 上記以外		□ 合致しない	
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
(5)交付規程 (支出根拠)	◇ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する 書類の添付		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		□ 概ね合致する	
◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)			
(6)支出を証する 書類の添付	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	普通浴場は市民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、市民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているため。	■ 公益性が高い	
3必要性		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	公衆衛生上確保することが不可欠な普通浴場の経営安定のため、自主事業として公衆浴場の活性化を促すことにより、市民の公衆浴場利用の機会を増やす目的で構築した補助事業である。したがって、本補助事業は市内の普通浴場の減少を防止するために必要である。	■ 必要性が高い	
4効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	市内普通浴場の業態は様々であるため、一律に効果を検証することは難しいが、一日の平均入浴客数が過去5年間、ほぼ一定の入浴客数を維持していることから、効果があると認識している。	■ 効果が高い	
5その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2) 受益者負担について、受益者である市民(入浴者)が支払う入浴料金は、物価統制令に基づき統制されているため、統制額を超えて、負担を求めることはできない。		
	1(4) 見直し期間について、市民の浴場利用の機会の確保を継続する必要があるため、終期の設定はなじまない。		
4 普通浴場はその規模や業態が多様で、経営状況も異なることから、補助金の効果を一律に量ることはできないが、一日の平均入浴客数が過去5年間、ほぼ一定の入浴客数を維持していることから効果があると認識している。			

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	「旭川市高齢者ふれあい入浴事業補助金」との統合を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	関係部局や交付先との調整が整わず、現時点では見直しに至っていないが、見直しに向け、関係団体や関係部局と調整する。
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	両補助金の目的、補助対象、算定方法等が一致していないことから、統合に当たっては、補助事業の見直しも含めた検討が必要である。
解決に向けた取組	福祉保険部などの関係部局と連携しながら検討するが、組合との意見交換の結果によっては統合について再検討する必要がある。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行の補助方法が最も適当と考えるが、「旭川市高齢者ふれあい入浴事業補助金」との統合も含めた補助事業の在り方について検討が必要である。
外部評価		
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川浴場組合活性化事業費補助金
-----------	-----------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名	高齢者ふれあい入浴事業	実施主体	旭川市
概要	高齢者の心身の健康保持, 世代間交流の促進, あわせて公衆浴場の入浴需要の喚起を図るため, 旭川浴場組合が実施する「高齢者ふれあい入浴事業」(毎月26日(9月を除く)に満70才以上の高齢者に100円で利用してもらうもの)に対し, 補助金を交付している。		
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		☒ ある ☐ ない	
説明	両補助金の目的, 補助対象, 算定方法等が一致していないことから, 統合に当たっては, 補助事業の見直しも含めた検討が必要である。 また, 補助事業の組み替えに当たっては, 組合側との意見交換が必要である。		

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
札幌市	事業内容: 市民の公衆浴場の利用機会の確保を図り, 保健衛生の維持・向上並びに福祉の向上に寄与することを目的とし, 札幌公衆浴場商業協同組合が実施する振興・ふれあい交流事業に必要な経費の一部を助成する。 積算: 予算の範囲内で事業費の3分の2 2,400千円(R2年度実績) 対象者: 札幌公衆浴場商業協同組合

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について, その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。